

とちぎの公共交通データ分析ツール作成業務委託に係る公募型プロポーザル
に係る質問内容及び回答

令和 8（2026）年 9 月 16 日
栃木県県土整備部交通政策課

質問内容		回答
参加資格		
1	入札参加資格について 「N2 情報関連サービス」の入札参加資格を現在有しておらず、新規申請を行う場合、参加表明書提出時点では資格申請手続中であり、契約締結時までの取得を予定している状態は、実施要領 2(2)の「契約締結時までに資格を取得する見込みの者」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
企画提案書		
1	見積書の対象は本業務（初期構築）のみであり、令和 9 年 2 月以降の利用料金は見積書に含めず、企画提案書に明記するもの（仕様書 8）と理解してよいか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 3(6)②「企画提案書の作成」 (a) 「A4 サイズ 10 ページ以内」に、表紙・目次・見積額の内訳・利用料金の提示は含まれますか。 (b) 画面イメージやキャプチャなど別紙参考資料として添付することは可能でしょうか。	(a) 含まれます。 (b) 不可です。
業務内容		
1	仕様書 9（4）「受託者又は第三者が従前から保有していた著作権を除	お見込みのとおりです。

	き、本業務に関する著作権を無償で譲渡する」について、SaaS 型で受託者が提供・運用する本ツールのソフトウェア本体（プログラム）は受託者に留保され、譲渡の対象は本ツール搭載データ、操作マニュアル、研修資料等の成果物と理解してよいか。	なお、分析結果やその印刷物の著作権は県に帰属します。
2	仕様書 4（1）「ISMAP に登録されたクラウドサービスで管理されること」は、本ツールを稼働させるクラウド基盤（IaaS・PaaS）が ISMAP 登録サービスであれば足りるか。本ツール自体の ISMAP 登録を求める趣旨か。	ツールを稼働させるクラウド基盤が ISMAP 登録サービスであることを要求水準としています。
3	仕様書 3（1）①の打合せ協議（業務着手時・中間時・成果品納入時）は、Web 会議による実施を認めるか。	仕様書に記載のとおり対面での実施となります。
4	県が提供するデータ（一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書、市町バス運行実績）に個人情報に含まれるか。	個人情報は含まれません。
5	仕様書 4（2）②の人口カバー率について、「とちぎの公共交通」（令和 7 年度版）で用いた算出条件（メッシュの単位、駅・停留所からの距離、運行回数の区分）を示す資料の提供は可能か。	「とちぎの公共交通」（令和 7 年度版）P6 をご確認ください。 栃木県／県内の公共交通の概要（とちぎの公共交通）
6	仕様書 4（2）①の区域運行するデマンド交通等の区域（範囲）データは県から提供されるか。受託者が作成する場合、出典として想定する資料はあるか。	当該データは県が提供する「市町バス運行実績」に含まれます。
7	本業務完了後の利用契約について、想定する利用年数と契約方式（随意契約か否か）を示すことは可能か。	いずれも今後の検討となるため、現時点でお示しすることはできません。
8	提案内容の実現性検証のため、県が提供する GTFS-JP データ（一部のサンプル）を参加表明後に提供いただくことは可能か。	提供するデータの一部はオープンデータのため、必要に応じ次の HP からダウンロードしてください。 GTFS データリポジトリ
9	仕様書 3（1）②で県が提供する GTFS-JP データ（民間バス：1、市町バス：13、鉄軌道：1）について、事業者名（市町名）と、各データに	事業者名や市町名は契約締結後にお知らせします。 GTFS-JP データに時刻情報（stop_times）は含まれます。

	時刻情報（stop_times）が含まれるかを示すことは可能か。 また、GTFS-JP データの提供がない鉄道（ＪＲ・東武等）は、仕様書４（２）①No. 5「到達圏域分析」において、受託者がオープンデータ等により時刻情報を整備して分析対象とすることを求めるか、時刻情報を伴わない表示（駅・路線の表示）にとどめてよいか。	仕様書４（２）で示す機能はツール利用に当たっての要求水準であり、記載以外の機能やデータの活用はプロポーザル参加者から提案いただくことを想定しています。
10	仕様書４（２）①No. 6「バス路線変更のシミュレーション」で想定する変更の範囲は、（ア）既存バス停の位置の移動のみか、（イ）バス停の新設・廃止、（ウ）経路（停車順序）の変更、（エ）時刻表の変更や自動再計算を含むか。また、変更した情報の GTFS-JP 出力は、変更対象の系統（フィード）単位でよいか。	要求水準としては（ア）です。 GTFS-JP 出力は事業者単位を想定しています。
11	仕様書１ページ目に、「なお、本ツールの利用形態は SaaS 型クラウドサービスの利用を想定しており」との記載がございますが、Tableau、Looker、Power BI、等の、BI ツールを活用して、本件データ分析ツールを作成するという方法は、想定されている対応方法になりますでしょうか。 もしくは、作成を担当する開発会社が自社保有する SaaS で作成という想定でしょうか。	本記載はツールの利用形態について明記したものであり、ツールの作成方法について特段の指定はありません。
12	仕様書４（１）及び９（５）② 本ツールはインターネット経由で利用する SaaS とし、受託者による LGWAN 等への専用接続環境の整備は不要、という理解でよろしいでしょうか。 専用接続が必須の場合は、接続方式と受託者が整備すべき範囲をご教示ください。	お見込みのとおりです。
13	仕様書１（２）「業務の目的」及び８「利用料金について」 既存のパッケージ SaaS を前提とせず、本業務で新規に構築した Web ア	仕様書では既存の Web アプリケーション等があることを前提としていますが、新規構築を対象外とするものではありません。

	アプリケーションを受託者が SaaS として運営し、令和 9 年 2 月以降は利用契約で提供する形でも差し支えありませんか。	なお、新規構築する場合、企画提案書に記載する実施スケジュールで構築期間をお示してください。
14	仕様書 5（運用・保守）・9(1)「その他の提案」 仕様書 5(2)①に「必要に応じて現地に来庁し、運用支援を行うこと」とありますが、年間の来庁回数の見込みはございますか？	回数についての想定はありません。
15	「3 業務内容（1）本ツールの初期構築作業 ② データ取り込み、設定」の表中の「施設データ（公共施設・・・）」につきまして、想定されている公共施設の具体的な範囲や種類をご教示ください。	市役所、町役場、及びこれらの支所、出張所、 市町が設置する公民館・集会所等を想定しています。
16	「(2) 操作マニュアルの作成、操作研修の実施」につきまして、実施対象となる方々の属性（部署など）および想定人数をご教示ください。	県・市町職員については、公共交通所管部署を想定しています。 人数は県職員 10 名程度及び県内 25 市町各数名を想定しています。 このほか、交通事業者の担当職員を対象とすることを想定しています。
17	「4 本ツール利用に当たっての要求水準（2）機能について ①可視化・分析機能」一覧表の「バス路線変更のシミュレーション」につきまして、具体的にどのような事象や変化を検証・シミュレーションするものかご教示ください。	バス停を変更したときのルートを検証や変更による人口カバー率や到達圏域の変化をシミュレーションすることを想定しています。
18	「5 運用・保守について要求水準（3）セキュリティ」の IS027001 等の記載につきまして、第三者認証の取得自体が要件に含まれているかご教示ください。認証取得までは求められていない場合、これらのセキュリティ措置を証明する書類提出等を求められるかご教示ください。	該当部分は要求水準として記載しています。 なお、要求水準に達しているか確認するため、関係書類の提出を求める場合があります。
19	【人口カバー率の算出条件】「とちぎの公共交通（令和 7 年度版）」に記載の算出条件（圏域の設定、令和 2 年国勢調査 500m メッシュ人口等）で再現するという理解でよろしいでしょうか。 また、算出に用いた GIS データ（停留所・路線、デマンド交通の区域、用途地域等）の提供は可能でしょうか。	算出条件は、「とちぎの公共交通」（令和 7 年度版）P6 をご確認ください。なお、使用するデータが異なることから、「とちぎの公共交通」（令和 7 年度版）を完全に再現させることは想定していません。 算出に用いた GIS データの提供は不可です。
20	【地図データ】仕様書 3（1）②の「地図データ（オープンデータを想	地図データについて、特定のデータは想定していません。

	定)」は、背景地図としての国土地理院の地理院タイル、OpenStreetMap等を指すという理解でよろしいでしょうか。特定のデータを想定されている場合はご教示ください。 また、オープンデータであることは必須となりますか。地図表示の機能や精度等の面から、受託者の負担（利用料金に含む）で有償サービスを提案することは許容されますでしょうか。	オープンデータの使用は想定ですので、有償サービス（受託者の負担）を提案することは差し支えありません。
21	【立地適正化データ】国土数値情報の立地適正化計画区域データは最新ではないと思われ、県が保有する新しい区域 GIS データの提供は検討可能でしょうか。	企画提案書はオープンデータの使用を前提として作成してください。
22	【GTFS-JP】提供予定事業者（民間バス 1・市町バス 13・鉄軌道 1）の名称をご教示ください。 GTFS-JP が整備されていない市町バス・デマンド交通については、期間内に県で整備を予定されているか、受託者が整備することを想定されているかご教示ください。	事業者名や市町名は契約締結後にお知らせします。 GTFS-JP を県が整備すること及び受託者に整備を依頼することは想定していません。 なお、データがない路線について分析することは求めません。
23	【運行実績データ】一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書および市町バス運行実績（xlsx）の様式・データ粒度（系統別／便別／停留所別、年度別等）をご教示ください。参加資格確認後にサンプルを事前提示いただくことは可能でしょうか。	一般乗合旅客自動車運送事業輸送実績報告書の様式は、国土交通省のHPをご確認ください。 自動車：旅客自動車運送事業に係る報告について - 国土交通省 輸送実績報告書【提出用指定様式】＜一般乗合・一般貸切共通＞ 市町バス運行実績の様式（令和 7 年度）は別紙のとおりです。 なお、ツールに掲載する項目については、契約締結後に県と受託者で協議することとします。
24	特定の既存サービス等を前提とした調達か 仕様書に記載された各機能について、特定の既存サービス、ソフトウェア又はツールの利用を前提もしくは推奨しているものでしょうか。要	仕様書では既存の Web アプリケーション等があることを前提としています が、新規構築を対象外とするものではありません。 なお、新規構築する場合、企画提案書に記載する実施スケジュールで構築期

	求水準を満たす場合、既存サービス、OSS 等を活用した構成、受託者が独自に構築する構成のいずれについても、特定の方式を優位に評価するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	間をお示してください。 評価については、実施要領別紙の評価基準に基づき適正に実施します。
25	SaaS 型クラウドサービスの解釈 仕様書における「SaaS 型のクラウドサービス」について、企画提案時点ですでに商用サービスとして提供されていることを要件とするものでしょうか。それとも、本業務において既存ソフトウェアや OSS 等を活用して環境構築・追加開発を行い、業務完了後に受託者が継続的なクラウドサービスとして提供する方式も認められるでしょうか。	企画提案時点で商用サービスとして提供されていることを要件とはしておりません。